

れねばならない。

第 16 条 計時方法

- 1 計時審判員は競技毎に各選手の走行時間を 2 個の時計で計測し、予め定められた規定時間内に走破したか否かの判定基準とする。
- 2 スタート地点にて出発合図員がスタート合図した時より走行時間が計測が始まられ、ゴールライン及び、その延長上を四輪が通過し四輪が静止した時をもって時間の計測は終る。
- 3 計時に用いられた 2 個の一致した時計で記録されたものを正式の時間とする。
もし 2 個の時間が不一致の場合は 2 個の時計が記録したものと算術平均したものを正式の時間とする。万一競技中に一方の時計が故障した場合は 1 個のみで計測する。
- 4 競技中において競技車が故障した場合、審判委員が競技車が故障した時より再び競技を開始した時間を計測し、スタート審判員が計測した時間よりこれさし引いたものを走行時間とする。
- 5 時計は使用前 24 時間以内に 30 分試計したもので誤差 1 秒以内のものでなければならない。
- 6 計時単位は秒未満切捨とする。

第 17 条 採点方法

- 1 減点方法をとる
- 2 競技者は走行中の障害物との接触、脱輪、接輪、走行時間及び運転操作等により減点される。

第 18 条 優先罰則

第 4 条、第 5 条、第 20 条に違反したものと審判委員が認めた競技者ま

たはチームは、本規則の他の罰則規定に關係なく失格とし、審判委員会の判断により退場を命ずることがある。

第 19 条 失 格

失格とは順位を決定されないもので次に定める項目に該当したと審判委員が認めた場合である。

- 1 規定コースに背いて走行した場合（全輪脱輪を含む）
- 2 標識その他の構造物に接触した場合
- 3 規定制限時間を越えた場合
- 4 規定失格脱接減点を越えた場合
- 5 審判員がゴールライン通過の確認の合図をする以前に下車した場合。
- 6 本規則に定められた事項に違反した場合。
- 7 審判員の注意勧告に従わなかった場合。

第 20 条

刺激剤（含アルコール）というのは競技能力を増進させる薬品で、その刺激が筋肉や神経に作用したりまたは疲労感を麻痺させるもので、これを使用した者は競技会に参加できない。

第 21 条 抗 議

- 1 抗議は全て文書をもって参加加盟団体責任者名にて審判委員会に提出のこと。但し、規定事項、注意事項の解釈ならびに同乗審査についての抗議は認めない。
- 2 競技会に参加する競技者の資格に関する抗議は参加加盟団体責任者名より文書をもってその競技会終了後一週間以内に審判委員会に提出しなければならない。この判定の結果、競技会で発表された順位に変更が生ずる時は審判委員会は直ちにその順位を訂正し公表しなければならない。

- 3 競技進行中に起きた競技者あるいは参加加盟団体の行為に対する抗議は、その競技終了後 15 分以内に参加加盟団体責任者名にて文書をもつて審判委員会に行なわねばならない。
- 4 抗議をする場合、抗議者はその理由を証明し、且つ抗議の相手方を明らかにしなければならない。
抗議は直接関係のある競技者所属団体代表者のみによって行なわれ、その他集団的抗議は認めない。
- 5 公表された成績に関する抗議は、公表後 15 分以内とする。
- 6 抗議が成立しなかった場合は一件につき減点 30 点を課する。

第 22 条 順位に関する規定

- 1 順位決定は失格数の少ないものを上位とする。尚、失格と棄権が同数の場合は失格が優先する。
- 2 失格同数の場合は全種目の総合減点による。
- 3 同減点の場合は全種目の罐、脱輪、接輪の各減点をこの順に比較するものとし更に同減点の場合は、全種目の総所要時間の少ないものを上位とする。
- 4 種目別の成績における順位決定は減点数の少ない者を上位とし、同減点の場合は罐、脱輪、接輪の各減点をこの順に比較するものとし、更に同減点の場合は所要時間の少ないものを上位とする。

第 23 条 表 彰

総 合 優勝, 2 位, 3 位, 4 位, 5 位, 6 位

種目別 1 位, 2 位, 3 位

第 24 条 規則の改正

本規則は審判委員会、もしくは加盟団体から問題が提起された場合、加

盟団体の $\frac{1}{2}$ 以上の賛成をもって改正することができる。

付 則

第 1 条 審判委員会において必要と認めた場合コース作成者は本規則以外に脱輪、接輪、タイム減点、その他採点に関してのみ規制することができる。

第 2 条 標準時間、制限時間及び失格脱接減点はコース責任者により各コースごとに決定される。

第 3 条 各競技において委員会の承認により、本規則と異なる特則を定める事ができる。この場合本規則と抵触する部分については、特則が優先する。但し、特則は当該競技会のみに適用され、競技会終了後はその効力を失う。

別表 1

採 点 規 準

| 減点対象 | 減点数 | 備考 |
|----------|---|---|
| 標準時間超過 | 2秒につき1点 | 奇数秒超過は偶数秒に切り上げる。 (例) 3秒超過 4秒 減点 2 |
| 制限時間超過 | 失格 | 以後は競技続行はできない。 |
| 罐に接触した場合 | 1輪につき20点 | 罐とは、コースに、故意に置かれた障害物の総称で罐の減点は、脱輪、接輪減点に加算される。 |
| 脱 輪 | 4輪脱落=失格 一輪につき $0 < \text{脱輪距離} \leq 1\text{m}$ 20点 | 脱輪とは車輪の一番内側がコースの白線の外側より完離された場合、あるいはコースの外側に落ちた場合をいう。 |
| 接 輪 | 一輪につき $0 < \text{接輪距離} \leq 1\text{m}$ 10点 | 接輪とは車輪がコース白線、コース緑石に接触した場合をいう。 |

別表 2

同乗審査

| No. | 項目 | 基準減点 |
|-----|---------------------|------|
| 1 | エンジン エンスト | 5 |
| 2 | アクセル ふかしそぎ | 2 |
| | | 2 |
| 3 | クラッチ 使度 | 2 |
| | | 2 |
| 4 | ハンドル おくり 内がけ | 4 |
| | | 4 |
| | | 2 |
| 5 | ブレーキ 急ブレーキ 使度 | 4 |
| | | 2 |
| 6 | 速度 速い 滑らかでない | 4 |
| | | 4 |
| 7 | 変速機 ガリ音 使用法と時期 | 2 |
| | | 2 |
| 8 | 衝動 発進 停止 変速時 | 2 |
| | | 2 |
| | | 2 |
| 9 | 操作順序 運転動作 停止位置 | 4 |
| | | 2 |
| 10 | 運転感覚 安全確認 方向感覚 運転態度 | 2 |
| | | 2 |
| | | 2 |

* 片手ハンドルは極端な場合を除いては減点対象としない。

* 車輛の動いている間のドアの開閉は減点対象としない。

付 1. 罐，脱，計測例

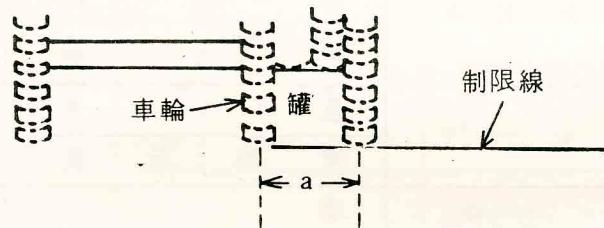
例 1 ゴールし車が静止した時

1輪～3輪がコールエリアに接していたり脱をしていた場合。

1律 50点の減点

四輪脱は失格

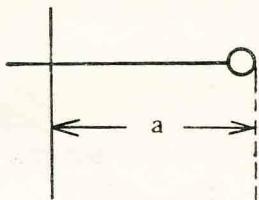
例 2 罐に車輪が接触した場合の計測の仕方



第3図 aの範囲内に車輪がある場合は全て罐の減点と
接輪の減点が与えられる。

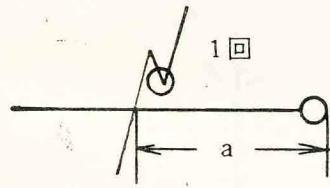
例 3 車輪が罐に接触しないで制限線の上を通過した場合の計測の仕方

i そのまま通過した場合



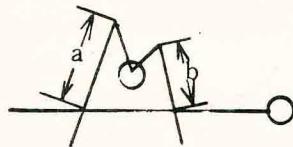
$2a \leq 1$ 40 点
 $1 < 2a \leq 2$ 60 点
2a に相当する脱輪減点と罐の減点が与えられる。

ii 切換えをして通過した場合



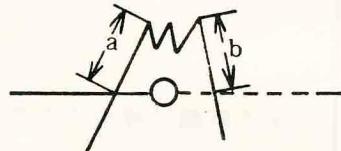
$2a < 1$ 60 点
2a に相当する脱輪減点と切換えしの数に相当する脱輪減点と罐の減点が与えられる。

iii 罐をまたがずに戻った場合



$a + b < 1$ 40 点
 $a + b$ に相当する脱輪減点と切換えしの数に相当する脱輪減点。
切換えしの数とは軌跡の谷の数

iv 罐をまたいで戻った場合



$a + b < 1$ 80 点
 $a + b$ に相当する脱輪減点と切換えしの数に相当する脱輪減点と罐の減点。

v 制限線の上で車輪が停止した場合は接輪減点 10 が与えられる。